

第150回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) みなとみらい21地区公衆無線LAN整備運用業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)</p> <p>(2) 管理不全な空家の解消に向けたモデル検証事業について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)</p> <p>(3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について 【国民健康保険に係る被保険者資格に関する事務 全項目評価書（再評価）】 【国民健康保険に係る保険給付に関する事務 全項目評価書（再評価）】 【国民健康保険に係る保険料賦課に関する事務 全項目評価書（再評価）】 【国民健康保険に係る保険料収納に関する事務 全項目評価書（再評価）】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 ア 中区市立保育所防犯カメラ運用事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 情報伝達システムの運用開始 イ 市民や企業と連携した地産地消の展開事業(販売促進に関する情報提供) ウ はま菜ちゃん料理コンクール</p> <p>(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 ア 栄区セーフコミュニティアンケート発送に係る封入封かん作業委託</p> <p>(4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託 ア 第50回アジア開発銀行年次総会横浜開催ボランティア協働事務局業務 イ はま菜ちゃん料理コンクールに関する入力業務委託</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（1件）</p> <p>(7) 平成28年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 「平成28年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（平成28年10月22日～平成28年11月25日）</p> <p>(3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成28年11月30日（水）午後2時00分～午後5時00分</p>

開催場所	関内中央ビル 5階特別会議室
出席者	花村会長、小嶋委員、清野委員、土井委員、新田委員、中村委員、糠塚委員
欠席者	芦澤委員、加島委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(3)について承認する。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから、第150回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、芦澤委員、加島委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、7名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(花村会長)ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>議事に入る前に、私から一点ご報告がございます。</p> <p>前回までの審議会で審議いたしました、是正の申出に係る諮問に対する答申について、本日実施機関にお渡しさせていただきましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>始めに、第148回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。</p> <p>特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは承認といたします。</p> <p>では、第149回審議会で、報告をいただくことになった案件について、ご説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 第149回審議会の案件1「市民病院の救急外来における通話録音の開始について」ですが、審議会でいただいた、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>前回、市民病院が委託で行っている救急外来の電話対応について、録音を開始したいということで審議会に諮りました。その中で、実施機関での録音データの保存期間が1年になっていて、審議会で「1年の根拠は何か。理由をきちんと説明できないといけないのではないか」というご意見がありました。所管課で考え方を整理したので報告します。</p> <p>横浜市では、行政文書管理規則の中で文書の保存期間を定めております。その規則にある文書分類表の中で文書の重要度に応じて、30年、10</p>

年、5年、3年、1年と定めています。

救急外来では、毎月の対応した件について、受託者が救急診療業務日誌を作成しています。文書分類表の中で、この日誌の保存期間を1年としています。

したがって、前回の録音データもこれにならって保存期間を1年としたいということです。

(花村会長) ただいまのご説明いただいた内容について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(清野委員) 大変、整理されていてよかったです。

(花村会長) ほかにご意見がなければ、ご報告いただいた内容で承認するというのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】みなとみらい21地区公衆無線LAN整備運用業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「みなとみらい21地区公衆無線LAN整備運用業務委託について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(花村会長) 土井委員、専門家の目から見て何かご意見等ございませんか。

(土井委員) 特にないです。

(花村会長) 公衆無線LANを利用した人の個人情報の保護という観点では、ほぼ完璧とお考えでしょうか。

(所管課) 個人を迫わなければならない事情というのは、本市のほうからすればないです。何か犯罪が起こった場合に警察から「このアカウントを追跡してほしい」という要請があってはじめて本市が委託業者にお願いし、追跡していきます。通常時のサービス運用では、個人は特定されません。

(清野委員) 警察からの捜査協力といっても、色々な要請の仕方があります。横浜市ではどのような基準で情報の提供を行っているのでしょうか。当然、所管課は基準を把握していることだと思います。「警察のこのような問合せについては、ここまで情報を提供する」とか、「根拠条文何条の問合せに関してはこうする」といったようなことは、具体的にどのようなルールで運用されるのでしょうか。

(事務局) 警察から捜査関係事項照会書等で照会があった場合は、基本的に市民情報課で合議して、情報を提供するかどうかを決めています。

(清野委員) 所管課では判断しないのですか。

(事務局) 警察から刑事訴訟法第 197 条を根拠として捜査関係事項照会書というものが所管課に届きます。所管課で、照会があった情報を提供するか、また、必要最低限の情報としてどこまで情報を提供するかを判断して起案し、市民情報課に合議が回ってきます。市民情報課でも内容をチェックした上で、所管課は情報を提供しています。

(清野委員) 市民情報課には必ず合議が回ってくるということですか。

(事務局) そうですね。一部、類型的なものは合議省略という場合もありますが、一般的には合議するようお願いしています。

(清野委員) 警察からの照会に関しては業務所管課で判断して、それから必ず市民情報課でもう 1 度チェックするということですか。

(事務局) はい。

(花村会長) 回答するかどうかの基準は蓄積されているということですね。何かルールがありますか。

(事務局) 捜査の必要性も提供する情報も様々です。市民情報課で提供する情報を見て、機微にわたる情報やセンシティブな情報については、本当に提供する必要があるのかを確認しています。一律ルールがはっきり決まっているというわけではありません。捜査の必要性と、提供するのがどういう情報かを勘案して、最小限の情報を出すようにしてくださいと所管課には伝えています。

(清野委員) 本件で取り扱う個人情報に関する照会には、再突合の可能性のいろいろなパターンがあると思います。どういったところまで開示するかということについて、是非積み重ねをしていってみたいのです。本件で取り扱う個人情報は、今までの情報とは若干違う使われ方もあり得ると思うので、どこまで情報提供するかという問題は、よく検討してください。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件 1 を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件 2】管理不全な空家の解消に向けたモデル検証事業について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)

(花村会長) 次に案件 2 「管理不全な空家の解消に向けたモデル検証事業について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件 2 につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 見知らぬ人が空家に勝手に入っていくと、不審者がいるなど近隣との色々なトラブルが起きることが懸念されます。近隣への配慮はどのようにしていますか。

(所管課) 空家の敷地には立入りしないことになっています。ただ、空家

周辺で観察するというので、証明書を携帯しています。仮に立入りが必要なときには、所管課が行って立入りをします。

(新田委員) 調査にしても、うろうろしていると、近隣の人は「何をしに来ているのだろう」と思います。

(所管課) そこは十分注意するように委託業者には伝えて配慮してもらい形にします。

(小嶋委員) 27年11月の審議では、空家データベースを作成するというものでした。今回はデータベースで作成した資料以上の詳しい情報について、業者に委託して作成してもらおうということですね。

(所管課) はい。

(小嶋委員) ただ、空家の敷地の中には入らないということだと、前回のデータベース以上のことがどの程度分かるのかなと思います。その辺りはどうでしょうか。

(所管課) 以前審議に諮ったのは、各関係課で共有するデータベースについてで、必要最低限の情報を入れたエクセルのデータベースでした。今回審議会に諮るのは、その中の各課が相談表などを持っている案件について、更に具体的に建築的な視点で調査をしてもらう委託になります。データベースは統計的な資料として各課で共有する目的で作っています。今回の審議は具体的な案件をより掘り下げて検討するので、取り扱う情報としては変わってきます。

(小嶋委員) 個人情報の管理体制で受託者における保管が、「契約終了まで」となっています。今回は鶴見区と磯子区の約100件を対象にするということですが、どれぐらいの契約期間を想定していますか。

(所管課) 契約については、今年度までの期間としています。

(小嶋委員) 来年3月までですか。

(所管課) 来年3月までです。

(小嶋委員) それまでに100件を調査するのですか。

(所管課) 現状あるデータの整理が100件です。その中から案件を抽出して現場に行くという形で考えています。実際に現場に行く案件については、各区10件程度になります。

(清野委員) 事務を委託する中で、データベースを電子データで渡すということですか。

(所管課) はい、そうなります。

(清野委員) 住民票や戸籍等の紙データは執務室内での閲覧であり、写しを渡さないということですが、委託業者は具体的に何を見てどこに内容を書き込むのですか。紙をもらわなければ、どこかにメモを取ったり、若しくは電子媒体に入れることになると思います。戸籍を見て、どういうものにどうやって入れるのでしょうか。

(所管課) 現在は、必要最低限の情報をデータベースを使い、各課で共有するものとして整理しています。今回、所有者の情報などを分析してもらいたいと思っており、別途一覧表を作ってもらいます。一覧表については、既にデータベースや電子データとなっているものがあるので、電子データで提供します。

ただ、中には個別の案件で、住民票や戸籍の紙データを保管しているところもあります。そういった紙データについては執務室で見てもらい、一覧表に入力してもらいます。

(清野委員) 各課で共有しているデータベースがあって、先にそのデータベースを委託業者に渡しておくということですか。

(所管課) そうですね。

(清野委員) そのデータベースを委託業者が持ってきて、執務室内で戸籍を見ながらそこに加えていくということですか。

(所管課) そういうことですね。データベースには所有者の情報はほとんど入っていません。所有者がどういう人で、近隣に住んでいるのか、遠方なのかなどを、より深く分析してもらいたいと考えています。現在あるデータベースに付け加える形で一覧表を作ります。付け加える際に必要な情報が紙のこともあります。紙の場合は、執務室内にパソコンを持ち込んで情報を入力します。

(清野委員) 作らなければいけない必要性はよく分かります。ただ、パソコンを持ち込むと、そのパソコンの安全性はどうなるのでしょうか。また、パソコンを使用する流れはどうなりますか。

(所管課) 横浜市のパソコンで入力してもらおうということで考えています。

(清野委員) 委託業者がそれをUSBに入れて持って帰るということですか。

(所管課) 電子媒体に移して持って帰ります。

(事務局) 委託業者が鶴見区と磯子区に行き、区役所にあるパソコンを使うのですか。もともと提供してある空家データベースからUSBか何かに入れて区役所に持って行き、それを区役所にあるパソコンに挿しこんで、そこでまた新たに所有者の情報などを入れて保存して、そのUSBを持ち帰るのですか。

(所管課) 区役所のパソコンではなく、建築局のパソコンです。

(事務局) パソコンは持って行くのですか。

(所管課) はい。

(事務局) そこにデータベースなども入っているのですか。

(所管課) そうですね。

(花村会長) この調査は各区10件ずつ行うのですね。所有者の属性を調べてもらうのでしょうか。所有者はどこに住んでいて、どのように連絡が取れるかということまで調べてもらうということですか。将来的にはどうするのでしょうか。例えば、倒壊寸前の老朽化した建物があって、その所有者が分かったら、所有者に連絡を取ってどうするかを協議するとか、交換できるような価値のある不動産であれば、宅建協会等に紹介して売却を仲介してもらおうとか、そういう目的を設定しておかないと、調査のための調査で終わってしまうのではないかと懸念されます。

(所管課) この空家対策に関しては、専門家団体と協議会をつくっています。弁護士や土地価格調査士、不動産業界の人がいます。その中で専門家団体につなぐケースも今後出てくるかなと思っています。

ただ、現在相談のある案件はかなり老朽化したケースが多いです。老朽化したまま放置すると、周辺の人にも迷惑をかけます。もう少し所有

者等の詳細を調べた上で、解体するに当たってピンポイントで指導していく形になります。また、中古として活用するケースがあれば、協議会で相談し、所有者に了解を取り、専門家の協議会があることを話して意向を聞いた上でつないでいくことを考えています。

(花村会長) 委託業者に頼むと、担当の人が来て、区役所で所有者の戸籍謄本や住所を見て、相続関係が始まっていたら、相続人が誰か調べるわけですか。

(所管課) 今回改めて調べるというよりは、既存の資料の整理というように考えています。

(花村会長) 既存の資料の整理だとすると、戸籍謄本や住民票を見せるのでしょうか。

(所管課) そうですね。

(花村会長) それはデータベースには入っていないのですか。

(所管課) 入っていないです。

(花村会長) それを入れてもらうということですか。

(所管課) そうです。

(花村会長) その作業は役所ではできないのですか。

(所管課) そこは調査の前提部分です。

(花村会長) 調査前提でやって、現場に行ってもらうのですか。

(所管課) はい、現場に行ってもらうときに、こういった案件を抽出するか、選定をする上で、やはり所有者がどういう人かを基礎情報として整理していきます。

(糠塚委員) この住民票や戸籍謄本は所有者が自分で出したものですか。

(所管課) いえ、これは管理不全の空家の指導が目的で、行政が取得しています。

(糠塚委員) 職権的に取得したのですか。

(所管課) はい。

(糠塚委員) 所有者を特定できていて取得するのか、それとも誰が所有者かを特定するために取得するのですか。

(所管課) やはり所有者を特定するために情報を集めます。登記簿等で所有者がすぐ分かるケースもあるし、空家ではなかなか分からないケースも非常に多くあります。

(糠塚委員) そうすると、所有者が分かるまで情報を集めるということですね。

(所管課) そうですね。

(糠塚委員) どの範囲で情報を収集するか、事前には分からないですね。そうすると、「この範囲の住民票や戸籍を集める」という言い方は難しいですね。

(所管課) 今回この調査で新たに取得する情報ではないです。既に取りついている情報です。

(糠塚委員) 既に所有者は特定されているのですか。

(所管課) はい、そうです。

(小嶋委員) 少なくとも所有者は特定されているのですか。

(所管課) ただ、中には既存の戸籍などを集めてもなかなか所有者が分からないケースもあります。

(事務局) 基本的には区役所で住民票や戸籍を取得して所有者を調べます。

(所管課) 問題になっている案件では、所有者が分からないこともあります。

(清野委員) 今まで区役所に集まっている情報だけでは不十分で、もう少し広く、相続のところまで委託業者に渡すということですか。

(所管課) この委託では、区役所がこれまで集めた情報だけで整理します。更にその先の調査をしてもらう場合は、建築士ではなくて別の専門家に委託する形になると思います。今回は所有者調査ではなく、建物の状態を分析することがメインになります。

(小嶋委員) 委託業者が所有者に直接接触して、情報を集めることはしないのですか。

(所管課) 今回の委託の中ではありません。

(小嶋委員) 近隣の人たちに関わる情報を集めることもないですか。

(所管課) それもないです。あくまで役所で既に取得した情報をベースに整理して、評価をします。建築士の視点で改めて外観から見るといふ形の調査になります。

(糠塚委員) 目的はあくまでも、建物自体の評価ですね。そのため、建築関係の人に委託するということですか。

(所管課) はい。

(糠塚委員) その前提として既に市役所で集めた様々な資料があります。この調査をするに当たり、「ついでだからそれも一緒に整理して」という感じでしょうか。

(所管課) 現在、案件が増えてきているので、所有者に対して効果的にアプローチをすることが求められています。そういった際に、建物の状態がどういう状態で、所有者がどういう人なのか、併せて把握しながら指導していくということです。

(糠塚委員) 指導するのは誰ですか。

(所管課) 行政の職員です。

(糠塚委員) あくまでも今回の委託業者は、建物に関する評価だけを行えばいいのではないのでしょうか。所有者の情報は知らなくても、建物自体の属性だけを知っていれば、建物自体の評価は可能なのではないのでしょうか。

(所管課) やはり空家の所有者にどう働きかけるかが重要です。今回の委託業者は、空家の相談窓口なども持っています。所有者からの相談にも日々対応しています。そういう部分も併せて整理をしてもらいたいです。建物の専門的な視点で評価していただくのもひとつの目的です。相談のあった年間 600 件の空家をそのままにしておくと、どんどん蓄積していきます。今後の指導で、台風シーズンの前には注意喚起の通知文を出さなければいけないこともあります。所有者の関係について、現在のデータベース以上のものも知っておきたいのです。両方をにらんで今回の業務委託をします。

(花村会長) まずは、崩壊したら通行人に怪我をさせるかもしれない建物が危険だという状況を把握することと、誰が管理しているか所有者は誰かということですね。そして、行政が連絡した後に所有者の相談に乗ることを念頭に置いているわけですね。

(所管課) そうです。

(花村会長) 事務所の担当者には、登記簿謄本を取って、所有者が亡くなっていた場合、相続人関係を調べてもらうことまではしませんか。

(所管課) そこまではしません。

(花村会長) 要するに、現在ある情報で分かる範囲でやってもらおうということで、「今は相続関係が発生しているのか、分からない」ということも分かるということなのですか。

(所管課) 本当に周辺の通行人に危害を加えるようなものだと、行政が特定空家に認定する方向で考えなければなりません。行政の中で所有者等についてはしっかり調べた上で認定していく形になり、指導・勧告します。

(花村会長) 最終的には行政で調べ上げなければならないので、そこまでは委託しないということですね。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 職員は建築職ではない場合もあるため、建築に関する専門知識を有する協会に委託するというのであれば、個人情報が必要最小限に提供すべきではないかと思います。相続関係やその他建築以外については、情報を提供する必要があるのだろうかと思います。10件程度であれば、横浜市のほうで情報をまとめたほうが適切なのではないかと思います。

(所管課) 管理不全の空家を改善してもらうためには、もちろん空家のどこが特に悪いかに焦点をしばって注力していくことも一つなのですが、所有者の状況によって、改善が進みやすいパターンと、なかなか進まないパターンとがあります。所有者の状況と、改善状況を今回100件程度分析するとなっています。分析する中で、どういうパターンについては改善がされにくいというのが結果が出てくると、早めに予防を働きかけたりといった取組もできると思います。空家の改善は、所有者の状況と空家の物的状態の両方を見ながら取組を考えていかなければならないので、両輪で、分析は必要かなと思います。

(花村会長) 所有者関係の情報としては、登記簿謄本は当然のことながら資料としてあります。所有名義人が生存しているか、連絡が取れないのかというところまで委託業者が調べてしまうのですか。

(所管課) 既存の資料で登記簿に出ている住所に郵便が届かなかった、あるいは相続人が住んでいるなど、所有者がいるかいないかを含めて特定までは全部区役所が調べ上げています。その状況をまとめて、どういう所有者・相続状況のものは改善されにくいのかといったところを分析してもらいます。

(清野委員) しかし、この住民票や戸籍等の紙媒体を見せることを前提に書かれています。見せるのはどういう場合ですか。その必要が生じるとい

うのは、少し理解が難しいです。

(事務局) 既に区役所で調べて所有や相続の関係が分かっているならば、戸籍ではなくその情報だけ見せればいいのではないかといいことですね。

(所管課) 各案件について、統一的にきちんとまとめたデータや書類にはなっていません。現在の資料の状態では行政職員も分析ができません。住民票などを見て相続状況などをきちんと同じようにして、各案件をまとめたいと思っています。

(清野委員) 住民票や戸籍をどの範囲でどんな形で委託者に見せるのか、見せる必要性はどうか、機微な個人情報なので審議会の委員が一番気になっています。現状の空家データベースでは、「相続状況」という項目はあるけれども、そこにはデータがないということですか。

(所管課) 現在、データベースにはそのような項目もありません。

(清野委員) データベース一覧表に「相続状況」と書いています。

(所管課) 空家データベースとは別に、新たにつくる一覧表にそのような情報を入れてもらうということですか。

(清野委員) 新たに一覧表を作って、その中に「相続状況」という項目があるのですか。その情報は空家データベースには入っていないということですか。

(所管課) 入っていないです。

(清野委員) 新たにつくる一覧表の項目を埋めるために、委託業者はこの住民票や戸籍謄本を見るのですか。

(所管課) 必要な場合には見てもらうということですか。

(事務局) 恐らく現在は、空家ごとに、集めた情報が整理されずにあるのではないのでしょうか。

(所管課) そういう状態ですね。

(事務局) 集めてある情報を見て、一覧表に整理して、他の案件と見比べてみるのですか。

(花村会長) それを役所の人たちが一つひとつ整理していくと大変です。そのため、専門家の観点から空家の状況を見てもらいつつ、それを整理してもらおうということですか。

(所管課) はい。

(花村会長) だとすると、見てもらった情報が漏れないように、どう管理していくかという問題に尽きるということですね。

(所管課) はい。

(花村会長) 事務局が得た情報をどう管理し、どこで消去させるかという観点が必要だと思います。

(清野委員) 個人情報は「必要最小限」という原則があります。戸籍や住民票を委託業者に提供するのは非常に難しいと思います。市役所の人が行うのであれば、少し余分なところまで見てというのはそのときの事務でありえると思います。しかし、委託業者に個人情報を渡して見せる場合は、必要最小限しか見せてはいけません。それを必要最小限はどこまでか判断してから委託業者に提供するとなると、市役所の担当の手間は大変なことになると思います。例えば、相続人の範囲をきちんと確定して、

それ以外の分を見せてはいけないこととなります。集めた資料をそのまま見せるわけにはいきません。そこを十分に注意してもらいたいです。

(花村会長) その辺りを十分に留意して慎重にということです。

(所管課) ただいまご指摘いただいた点はまず本市で確認した上で、業者に委託します。

(花村会長) 現在、戸籍謄本の入手はものすごく厳しいです。弁護士であっても裁判のとき、不必要に取得すると罰則があると思います。それだけ戸籍謄本は重要なものになっているので、慎重な取扱いをお願いします。

(糠塚委員) むしろ市役所が情報を入力したほうが楽だと思います。自分たちで分かっている範囲で情報を入力して、「これについては分からないので相談したい」という言い方で、対面で委託したほうが安全だし、事務的に楽だと思います。

(所管課) まずは本市が確認してから委託業者に作業を指示するようにします。

(花村会長) 十分留意してもらいたいです。ほかにご質問がないようなので案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
 - ア 中区市立保育所防犯カメラ運用事務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア 情報伝達システムの運用開始
 - イ 市民や企業と連携した地産地消の展開事業(販売促進に関する情報提供)
 - ウ はま菜ちゃん料理コンクール
- (3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
 - ア 栄区セーフコミュニティアンケート発送に係る封入封かん作業委託
- (4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託
 - ア 第50回アジア開発銀行年次総会横浜開催ボランティア協働事務局業務
 - イ はま菜ちゃん料理コンクールに関する入力業務委託
- (5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(3件)
- (6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(1件)
- (7) 平成28年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告

4 その他

- (1) 「平成28年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について
- (2) 個人情報漏えい事案の報告(平成28年10月22日～平成28年11月25日)
- (3) その他

(花村会長) それでは、案件3の前に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「4 その他」から入らせていただきます。

「(1)「平成28年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」について」、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局) 横浜市個人情報の保護に関する条例では、第58条の2において「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」を設置し、実施機関における個人情報の保護に関し、審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行っております。

今回、平成28年度の実地調査報告書がまとまりましたので、ご報告させていただきます。本来であれば、加島委員長から花村会長へ報告書をお渡しいただき、その後、報告書の概要をご説明いただくところですが、本日は加島委員長がご欠席のため、事務局よりご報告させていただきます。

なお、報告書に係る今後のスケジュールですが、12月5日に、花村会長と加島委員長から、副市長に報告書を提出する予定です。提出後、記者発表を行い、市のホームページにも報告書の内容を掲載し、各職場にも周知を図る予定としております。

それでは、報告書の概要を担当係長よりご説明いたします。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

審議会では報告事項を検討をして、更に必要な措置を講じてもらいたいことがあれば、個人情報保護条例第58条第3項で調査審議し、意見を述べることができます。けれども、個人情報の取扱いを良く行っていると思いますので、承認でいいのではないかと思います。

特にご質問等がなければ、承認といたします。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) 続いて、「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

特にご質問がなければ、了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、了承いたします。

(3) 【案件3】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について

【国民健康保険に係る被保険者資格に関する事務 全項目評価書（再評価）】

【国民健康保険に係る保険給付に関する事務 全項目評価書（再評価）】

【国民健康保険に係る保険料賦課に関する事務 全項目評価書（再評

価)】

【国民健康保険に係る保険料収納に関する事務 全項目評価書(再評価)】

(花村会長) 次に、案件3「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施についての審議に入ります。

(事務局) <所管課及び評価書名について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

特にご意見がないようなので、引き続き、説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき資格に関する事務の変更点を説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。資格に関する特定個人情報保護評価書の変更部分を説明してもらいました。

この事務は27年3月審議会に諮っていますが、都道府県化と特別徴収が始まるに当たり、変更項目があるため再評価をしなければいけません。今回は以前審議した部分は省略してもらい、変更点を中心に説明するというので進めています。何か意見や質問はありますか。

(土井委員) 評価書の新国民健康保険システム(資格データベース)の「入手に係る妥当性」という項目の「被保険者情報に関する入手方法の妥当性」という欄に、「専用線を使うことで公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる」という記載があり、大変いいことだと思いますが、実際どのぐらい低コストになるのか、評価はしていますか。

(所管課) 既に国保総合システムがあります。そちらの回線を使う形になります。情報集約システムと国保総合PCは、次期国保総合システムで共有する形になっております。既に専用線が引いてあるので、それをそのまま使います。

(土井委員) 余分なコストがかからないのでそのようにするというのですか。

(所管課) はい。既存で専用線があるので、そちらを共用で使います。

(土井委員) もう1点あるのですが、評価書の「国保連合会からの入手における措置」として、「保管する必要のない使用済の電子記録媒体をシュレッダーで破碎し、破棄する」と記載があり、いいことだと思いますが、その一つ上の文章には「作業が終わる都度、すみやかに情報を消去する」と記載があり、連続して読むと混乱してしまいます。消去するということは保管する必要はありません。使ったら消去した上でシュレッダーで破碎するということは、毎回のようにCDか何かを破碎するのでしょうか。

(花村会長) 簡単に言いますと、同じことを2回行うということですか。

(土井委員) 独立したPCなので、CDか何かでデータを渡してコピーします。コピーしたら媒体から消去しますが、CDをシュレッダーにかけるのでしょうか。コスト面などでそういう運用をしているのでしょうか。

(所管課) まだ具体的な運用は定めていません。方針として、不必要な情

報は持たないことと、媒体についてはきちんとシュレッターで破碎するという取決めを考えている段階です。

(土井委員) 安全性に対する心構えは伝わりました。非常にたくさんのデータがあれば、毎日かなりの量を粉碎しなければなりません。

(所管課) 日時でやると相当出るかと思います。

(糠塚委員) 内容については国のひな形が示されているということですが、今言ったことは横浜市の入れ込んだ内容ですか。

(所管課) そうですね。

(糠塚委員) それとも、国のひな形で「ここまでやるように」という要請があるのですか。

(所管課) 基本的には国のひな形に定められた内容を横浜市に置き換えて作成しています。国のひな形で「こういった形で取り扱うように」と言われているものです

(花村会長) 国のひな形どおりに書いているということですか。

(所管課) 基本的には、国のひな形に沿って書いてあります。

(土井委員) 国のひな形を見てみたいと思います。

(清野委員) 「事務の内容」の箇所にフロー図があります。大変見やすい図だと思いますが、黒い線と斜めの線と縞模様の線とどう違うのですか。

(所管課) 基本的には番号の種類に従って、入力する内容や、やり取りする情報を変えています。

(清野委員) 番号で線の模様を変えているという意味ですか。

(所管課) はい。備考欄に業務の内容が書いてあります。

(清野委員) 番号を模様別にしているということですね。

(所管課) そうです。

(清野委員) 「国保総合PC」と「国保情報集約システム」と「新国民健康保険システム」の違いは何ですか。

(所管課) 「新国民健康保険システム」は、横浜市が独自に運用しています。フロー図で言うと右上の部分です。

(清野委員) このシステムは横浜市の中にあるのですか。

(所管課) はい。本市の被保険者の情報管理をこの「新国民健康保険システム」で行っています。

(清野委員) 横浜市システムですか。

(所管課) そうです。

(清野委員) 「国保情報集約システム」は何ですか。

(所管課) 「国保情報集約システム」は、今回の県単位化に伴って国でつくったシステムで、各市町村に「国保総合PC」という端末を置き、その中にシステムを入れて、連合会を介して他市町村と個人番号利用に必要な情報のやり取りをするためのものです。

(清野委員) 横浜市にPCがあり、その中に国のつくったシステムを入れるということですか。

(所管課) 今既に国保総合システムというのがあります。そもそも端末自体も連合会から貸与されたものになります。それを使ってこの「国保情報集約システム」を入れていく形です。

(清野委員) 国のつくったシステムを横浜市が「国保総合P C」で使うということですか。

(所管課) はい。

(清野委員) そこで神奈川県国保連合会とやり取りするのですか。

(所管課) はい。

(清野委員) それと同時に、「新国民健康保険システム」は市のシステムで、別なものとして動いているということですか。

(所管課) 全く分離したものです。

(清野委員) 「国保総合P C」と「新国民健康保険システム」とのやり取りはないですか。

(清野委員) 電子記録媒体で、「新国民健康保険システム」から記録を吸い上げて、「国保情報集約システム」の端末に流していきます。

(清野委員) 媒体で流して、通信はしないということですか。

(所管課) はい。

(清野委員) では、二つシステムがあるということですか。

(所管課) そうです。

(清野委員) 「国保情報集約システム」は、神奈川県国保連合会との通信をするというイメージでいいですか。

(所管課) はい。

(清野委員) 新国民健康保険システム（資格データベース）の「国保総合P Cにおける措置」で、「国保総合P C」は市町村の職員が触るわけですね。

(所管課) そうですね。

(清野委員) 「市町村の職員が不正にデータを抽出できないように、「G U I」によるデータ抽出は国保総合P Cに搭載しない」という記載があります。「G U I」について説明の記載がありますが、この説明ではよく分かりません。「G U I」というのはどのようなシステムなのか。

この「国保総合P C」にはかなりたくさんの方がデータが入るわけですね。

(所管課) あくまでもエンドユーザー端末なので、この中に記録が保存されるわけではありません。

(清野委員) 保存はされないけれども、記録は入っているということですね。

(所管課) はい。

(清野委員) 入っている記録には個人番号は付いているのですよね。

(所管課) ここには保存はしないので、あくまでも「国保総合P C」を通してです。

(清野委員) 保存しないのは分かるのです。ただ、そこを通じて流れていくということですね。

(所管課) そうですね。

(清野委員) ここで職員等が不正にデータを抽出できないよう「G U I」を搭載しないということです。逆に言うと、流れるところで「G U I」みたいなものを搭載すると不正抽出できる可能性があるということですね。

(所管課) そうですね。

(清野委員) 保存しないからよいというわけではないです。途中の流れてい

るところで、職員が抜き出せるということですよ。不正抽出への対策として「GUI」を搭載しないということだということです。「GUI」がどういうものかもう少し教えてください。

(土井委員)「GUI」は「グラフィック・ユーザー・インターフェース」です。マウス操作をするとオペレーションができて、その反対が「CUI」で、キーボードで命令すると照合の結果を出してきます。「GUI」だと使いやすく、悪用されやすいため、そこを懸念されているのかなと思います。

(清野委員) 使いやすく簡単にデータを抽出できるということですか。

(所管課) 例えば、ボタンを一つ押せば、簡単にいろいろなデータが大量に出てくるものがあると思いますが、そういった機能はないということです。

(花村会長) ほかに特にご質問等がなければ、引き続き、説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき、給付に関する事務の変更点を説明>

(花村会長) 引き続き収納の評価書について説明してもらってよろしいでしょうか。

(所管課) <資料に基づき、賦課に関する事務の変更点を説明>

<資料に基づき、収納に関する事務の変更点を説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(糠塚委員) 評価書番号2の給付の評価書についてですが、新たに「高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同事務処理委託」をするということで、神奈川県国民健康保険団体連合会と委託先が決まっています。これはすでに県で決まっていて、そのシステムの中で再委託をするという段取りになっていて、このような条件が課しているということですか。したがって、再委託先に付いている情報は横浜市に来るのですか。

(所管課) 高額該当回数引継業務自体を国民健康保険連合会に委託します。そもそも現在、高額療養費の計算の事務を別個に国民健康保険連合会に委託して計算してもらっています。それを神奈川県国民健康保険団体連合会の中で情報を連携するという形になると思われます。

(花村会長) つまり、神奈川県国民健康保険団体連合会に委託するのですよね。

(所管課) 神奈川県国民健康保険団体連合会で事務を行っているのですが、国民健康保険連合会だけではまかなえないので、そこから総合研究所などに再委託するという事で神奈川県国民健康保険団体連合会からきちんとこちらに話がありました。こちらもそれは許諾するという事で、正式なルートで、神奈川県国民健康保険団体連合会の委託先として事業者がいるということで記載しています。

(花村会長) 神奈川県国民健康保険団体連合会が再委託するわけでしょう。

(所管課) そうです。

(花村委員) その場合の再委託の条件としては、横浜市の場合は少し厳しいので、こういうことで歯止めをかけるという主旨のことを書いてあるのですね。

(所管課) きちんと手続を踏んでいるということを記載しています。

(糠塚委員) 再委託先についての情報はもらっているのですね。

(所管課) はい。

(花村会長) 神奈川県国民健康保険団体連合会が再委託するときには、横浜市にきちんと報告があつて、「こういう保護措置を行わなければ駄目だ」と言つて、行わせることができなければいいですね。

(土井委員) 評価書番号4の収納の評価書についてです。新国民健康保険システム(収納データベース)の「特定個人情報の提供・移転の記録」という項目ですが、「特定個人情報の移転が行われる処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。」という記載があります。これは数日前から日程を決めなければいけないものなのではないでしょうか。

(所管課) 電算処理日程表は、主に税の計算の際に使うことを想定したものです。年に1回行います。昨年度1年間で幾ら保険料を納めたかが、翌年の税の控除につながってきます。保険料を年額幾ら払ったかが確定した日付の処理日程を定めて、電算を回し、紙に出力して税務課に提供しています。

(土井委員) 処理日程は3月か4月か分かりませんが、日付が決まっています、その日に一気にやってしまうということですか。

(所管課) はい。

(土井委員) 細かい日程表があるのかと思つてびっくりしました。

(所管課) 分かりにくくて申し訳ないです。

(花村会長) 質問や意見もほぼ出たのですが、ほかに何かご質問等がありますか。特にリスク対策について何か意見はありませんか。リスク対策についても国のひな形に基づいて書いているのですか。

(所管課) はい。取扱いとして、一つは都道府県単位化ということでしたが、その取扱自体は30年度以降、全国で行われます。県と市町村の資格の管理です。その間に必ず、都道府県の連合会というのが既にあり、県と各市町村は診療報酬のやり取りや資格管理でつながっています。県が保険者になることとなりますが、それは神奈川県だけではありません。どこの都道府県も、都道府県と市町村との関係でこういうシステムができることとなります。全国共通の取扱いの中での対応となります。文言も国のひな形に基づいて対応することとなります。

(土井委員) ひな形というのは何ページぐらいの資料ですか。ひな形と横浜のものを見てチェックしたほうがいいのかなと思つきました。膨大かと思つきます。

(所管課) 117ページ程度です。今回渡している評価書が丸々あるようなイメージです。

(清野委員) 今回、審議しているのは、都道府県ごとですが、都道府県同士をつなぐこともあるのですか。現在、このシステムでは神奈川県内の移動しかできませんが、神奈川県から東京都に移動することは幾らでもあります。全国的に国保連合会を結べば、全国一律のものがつくれます。

(所管課) そのような構想でいくと、本当に国保は全国で一律の保険者になりますが、現在は都道府県の中で行うということになっています。仮

	<p>に神奈川県横浜市から東京都に移ると、別な保険者になります。転入者は転入先の特別区や市町村に届出をしてもらうことになります。</p> <p>30年度以降、県の中での移動であれば、同じ県の被保険者で管理していますが、都道府県をまたいでしまうと、当面は別の保険者として扱うことになります。</p> <p>(花村会長) 都道府県をつなぐことができれば、国が保険者になりますね。</p> <p>(所管課) 市町村としては、やはりほかの被用者保険などとの関係も含めて、遠い将来は健康保険自体を国で一本化してほしいという願いがある中で、今の段階では市町村、30年度以降は都道府県ということでグレードアップします。次は国保の全国統一というのは、考え方としては本市としては望んでいます。技術的には超えなければいけない壁というのはあると思います。</p> <p>(花村会長) 特に附帯意見とすべきところはないと思いますので、附帯意見は特にないということで、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは承認といたします。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、1月25日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第150回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第150回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成29年1月25日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成29年1月25日第151回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡